

別表

補助対象児童	同時入所	令和7年度 市町村民税 所得割額	補助金額
第1子		97,000円未満	保育料の額。ただし、1月当たり42,000円を上限とする。
		97,000円以上	保育料の額に2分の1を乗じて得た額。ただし、1月当たり21,000円を上限とする。
第2子	同時入所 以外	97,000円未満	保育料の額。ただし、1月当たり42,000円を上限とする。
		97,000円以上	保育料の額に2分の1を乗じて得た額。ただし、1月当たり21,000円を上限とする。
	同時入所	課税額の制限なし	保育料の額
第3子		課税額の制限なし	保育料の額

備考

- 1 同時入所とは、保護者と現に生計を一として未就学児である子どもを2人以上養育し、そのいずれも届出保育施設等を利用している場合をいう。
- 2 利用日数が1月に満たない場合は、保育料を日割り計算によるものとし、定められている保育料の月額を20で除し、算定された日額に利用日数を乗じて計算するものとする。